

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子, 下澤悦夫, 寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告松田正久 意見陳述書

2021年4月19日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	惠	一
同	松	本	篤	周

外36名

私は、現在73歳で、戦後間もなくの生まれで、団塊の世代に属します。島根県の山の中に生まれ、小、中、高校は地元の学校に通い、三池炭鉱争議や60年安保は、ラジオ放送を通して知っています。これらの教育課程においても、日本国憲法はわが国の最高法規であること、第九条には非戦・平和があり、世界に誇れる憲法であることを耳にたこができるくらい教員から教わりました。子供の頃は、地元の秋祭りなど子どもにとっては懐かしい思い出なのですが、年を重ねた今も思い出すのは、神社に詣でる人ごみの中で、白装束に身を包んだ傷痕軍人の皆さんの姿です。私の父は、一人っ子でしたが、軍隊に招集され、北支から、最後は南方の島で、終戦と

なり 26 歳で無事帰国しました。私が生まれたのは父が 28 歳の時です。父は、戦争で体を痛め、それがもとで心臓の持病を患い、それでも 4 人の子を授かり懸命に生きてきましたが、私が高校 2 年生の時、戦争で痛めた持病のため他界しました。

その後、私は物理学の道を選び、理論物理学者(素粒子論)として 1977 年に国立大学に職を得て、学生の教育と研究に勤しんで、最後は長年勤務した大学の学長を 66 歳まで務め退職しました。現在は市内の私学の学長を務めています。

これまでの生涯で私が学んで来たことは、日本国憲法が語る前文の高邁な理念「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定」し、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」に続いて、交戦権を否定し、戦力を持たないことを謳った憲法九条は、世界に誇れる憲法だということです。大学の教養部では「日本国憲法」の授業で、今は亡き影山日出弥先生に憲法とはどういう法律かについて教わりました。そこでも、憲法前文と九条、国連憲章第 1 条の「国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現」との関係を強調されていたことが思い出されます。

勤務した大学は、幼・小・中・高の教員の養成を主たる目的とする大学で、理科や物理の専門科目以外に「平和学」などを担当しました。そこでは、「教え子を二度と戦場に送るな」をいつも心がけるようにと学生を教え、社会(主として教員)に送り出していました。当時は我々国立大学の教員は、国家公務員であり、日本国憲法第 99 条にも、「憲法尊重と護憲の義務」が記されており、憲法を遵守するのは、義務であると考えていました。しかし、憲法をあざ笑うかのように自衛隊は、その設置以来、隊員数と装備の拡大が図られ、2021 年度防衛関連予算は 5 兆 3 千億円を上回るほどになり、世界でも有数の軍事費大国になり、正規軍とは言えないまでもそれに準ずる軍隊としての機能を有するものとなり、普通に考えれば戦力不保持をう

たう憲法九条に違反しているといわざるをないでしょう。ところで2003年大量破壊兵器所持の虚偽情報に基づく米軍をはじめとする多国籍軍のイラク侵攻が、今日の中東の不安定要因を引き起こしたことは言うまでもありません。加えて2004年には、当時の小泉内閣の下で、自衛隊のイラク派遣も実施されましたが。これに関しては、2008年にイラク派兵差止訴訟について、名古屋高裁民事3部（青山邦夫裁判長）は「航空自衛隊がイラクで行っている武装した米兵の輸送活動は憲法9条1項に違反する」との画期的な違憲判決を下しました¹。

その後2012年の第二次安倍内閣発足以来、特定秘密保護法、共謀罪法、武器輸出三原則の骨抜きと武器移転三原則による武器輸出入の容認、そしてついに2015年の安保関連法の制定にいたりました。これは1950年警察予備隊設置以来65年にわたって、歴代日本政府が否定してきた集団的自衛権に道を開くものでした。そして、今日、敵基地攻撃能力の是非が問われる事態にまで至っています。

次に、私の科学者としての社会的責任について述べます。

日本学術会議は、1950年「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、1967年「軍事目的のための科学研究は行わない声明」、2017年「軍事的安全保障研究に関する声明」など繰り返し同趣旨の声明を発出してきましたが、それは戦前専ら軍事目的の研究を求められ、戦争に協力した苦い経験の反省に立ってのことです。その声明には、過ちは繰り返しませんとの誓いのもと「学問の自由及び学術の健全な発展」を通して、「科学文化国家」のため、憲法九条に従い世界平和に貢献しようとする普遍的姿勢があり、一科学者研究者としての私の立場も全く同じであることを宣言します。安倍内閣を継いだ菅総理は、10月に日本学術会議の新規会員6人の任命を拒否しましたが、その理由について一切の説明を拒んでいます。このことも、日本学術会議法に明確に反し、憲法23条にも違反する暴挙であると言えます。学術研究の扉は、自由闊達な研究環境があればこそのものであり、権力を使いその自由を奪うことは、決してあってはならないことだというのは、私達が常に頭に置いていることです。政権が、研究成果を恣意的に取り上げ、政権に批判的

な学者・研究者を拒否すれば、社会の発展そのものを阻害することに繋がります。理不尽な事、理屈に合わないことには、きちんと声を上げ自らの意思表示を、自らの考えに基づき行うこと、これが長い研究者生活で私が学んだことです。

私は、この科学者の「社会的責任」について考えるとき、学生時代に量子力学を教わった坂田昌一博士の言葉を想起します。それは、「科学と平和の創造-原子科学者の記録」(坂田昌一著、岩波書店 1963 年発行)に書かれている「日本における原子力研究」(136 頁、初出は中部日本新聞 1953 年 1 月)の「科学者は、科学者として、学問を愛するより以前に、まず人間として、人類を愛さねばならない」という言葉です。東北大震災の年の秋から、月一回名大のノーベル物理学賞受賞者である益川さんの研究室に集まって、私達がなしえなかった事、何ができるかについて議論をしてきました。その益川さんの部屋に、坂田先生が書かれた上の文章が貼ってありました。益川さんは、「この言葉を自分のすぐ見えるところに掛けて、先生の教えを胸に刻んできました。核兵器を初めとして大量破壊兵器の開発がどれ程の危害を人類にもたらすかを危惧し、科学者たちに自戒を勧告した「ラッセル・アインシュタイン宣言」(1955 年)に共鳴し、その理念を受けて発足したパグウオッシュ会議にも率先して出席した坂田先生らしい言葉です。」と書かれています(益川敏英著、「科学者は戦争で何をしたか」)。私たちの世代は、科学者であればだれでもこのような視点を持ち、それぞれの場で、思いに軽重はあったにせよ、生活者の立場に立って考えることの重要性を心情として生きてきたのだと思います。科学者としての活動の中で、益川さんの足元にも到底及ばない微々たることしか残せませんでした。常に、世界や日本の社会の在り方、憲法を守っていくことの大切さ、とりわけ 9 条に照らして物事を判断して生きることの重要性を、これまでの師や周りの先輩や友人から学んできました。現在は、研究者としての活動からは離れていますが、この心情だけはいつまでも持ち続けながら、残された人生を生きていきたいと思っています。

前の大学の学長の時、例えば、2012 年の入学式で学生の皆さんに「日本国憲法は、

その前文に戦争の放棄を掲げ、その第9条の平和主義の理念の下に、戦力の放棄を宣言しています。この条文のゆえに、第二次大戦後66年(但し、現在では76年)にわたって、戦争によって他国の人を殺したり、殺されたりしていない世界に誇れる国であったと私は確信していますし、憲法の平和主義の理念は、沢山の世界の国や人々の共感を呼んでいます。」と述べました。この基本的立場からすれば、「安保法」制定により、集団的自衛権に専守防衛を拡大し、他国との戦闘行為に我が国の無辜な若者を巻き込むことなど決して許されるものではなく、これまで一生懸命、有為な若者の教育に携わったものとして身を切られる思いでいることを裁判長にはお察し願いたい。こうした事態を真剣に憂える人々の一人として、また科学者、教育者の一人として、「教え子を再び戦場に送るな」は、貴重なものであり、多くの国民がそうした気持であったからこそ、70有余年、戦争で死なずに済んだのです。学部時代の先生でもあり研究の先輩でもあった益川敏英さんは、2008年のノーベル賞受賞講演で、日本語で切々と子供のころの戦争の悲惨さを述べられました。先の大戦において、日本は何百万という人々が命を落とし、何千万というアジアの人々に堪えがたい被害を引き起こしました。この事実を看過することはできないし、権力者が「国民の防衛」と称して「戦争ができる国」への転換を図ることを許してはなりません。それは、先の戦争に一兵士として参加した祖父や父に対する誓いでもあり、私が「安保関連法違憲訴訟」の原告の一人として参加した理由でもあります。

戦争、戦闘、紛争に巻き込まれ、常に犠牲になるのは、一般市民であり、子供や女性であることは言うまでもありません。フランク・パブロフの「茶色の朝」、マルティン・ニーメラーの「彼らが最初共産主義者を攻撃したとき」にもあるように、今、声を上げねばならないのです。裁判長もご理解されていると思いますが、権力者は、常に自分を安全なところに身をおいて、国民や市民に犠牲を強いるのです。その防波堤になるのは、司法です。日本国憲法に照らして、「違憲であること」には、「違憲である」との憲法判断をしていかないと、司法が無辜な市民を戦争に駆り立てることになるのです。日本は憲法にもある通り、三権分立を国是とする国です。

司法の判断に、政治状況とか政権の意向とか、いわゆる忖度が入ってはいけません。どうかそのことを頭に入れて、賢明な判断を出していただきたく思います。この1月22日には核兵器禁止条約が発効しました。まだまだ小さな一歩ですが、世界は、着実に前進していることを信じています。未だ武力を誇示し、武力に頼ろうとする国々があり、世界の防衛費予算はコロナ禍にあっても、右肩上がりが増えていいる事実がありますし、世界の終末時計は、2020年1月から現在まで「終末」まで100秒を残すのみになりました。このように、世界が権力のある指導者たちによって脅かされている今こそ、戦争につながる芽を断ち切り、憲法九条が生きる社会を日本に実現する、その先頭に立つ役割を司法に期待します。私の長年の夢である「名実ともに憲法九条をこの日本で実現する」という理想に対し、安保法制は日々私の精神を痛みつけ、理想を打ち砕いています。この痛みを、裁判官にはご理解いただき、未来に向けての的確な判断を心からお願いします。

ⁱ https://www.aiben.jp/page/library/kaihou/2004_01irak.html